

平成26年第1回三笠市議会定例会

平成26年3月6日（第1日目）

○議事次第（第1号）

- 1 開会宣告
- 2 会議録署名議員の指名
 - 2番 澤田益治氏
 - 5番 扇谷知巳氏
- 3 会期の決定
 - 平成26年3月6日 19日間
 - 平成26年3月24日
- 4 諸般報告
 - (1) 議会事務報告
 - (2) 教育委員会審議事項報告
 - (3) 一般行政報告
- 5 議事
- 6 散会宣告

○議事日程

- | | |
|--------------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 諸般報告について（議会事務報告・教育委員会審議事項報告・一般行政報告） |
| 日程第 4 | 平成25年度定期監査及び財政援助団体等に対する監査並びに例月出納検査の実績結果報告について（監報第1号） |
| 日程第 5 | 報告第1号及び報告第2号について |
| 日程第 6 報告第 3号 | まちづくり調査特別委員会報告について |
| 日程第 7 | 議案第9号から議案第16号までについて（市政執行方針、教育行政執行方針） |
| 日程第 8 | 議案第1号から議案第5号までについて |
| 日程第 9 議案第 6号 | 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について |
| 日程第 10 | 議案第7号及び議案第8号について |

○出席議員（9名）

議長 1番 谷津邦夫氏 副議長 3番 齊藤且氏

2番 澤田益治氏
6番 谷内純哉氏
8番 儀惣淳一氏
10番 高橋守氏

5番 扇谷知巳氏
7番 丸山修一氏
9番 武田悌一氏

○欠席議員（1名）

4番 猿田重夫氏

○説明員

市長	小林和男氏	副市長	西城賢策氏
総務福祉部長	松本哲宜氏	総務課長	右田敏氏
財務課長	中原保氏	企画経済部長	中沢敏男氏
企画振興課長	小田弘幸氏	農林課長	松本裕樹氏
建設管理課長	鈴木英夫氏	教育委員長	折笠真仁氏
教育長	北山一幸氏	学校教育課長	高森裕司氏
病院事務局長	澤上弘一氏	消防長	永田徹氏
監査委員	森原裕氏	監査委員事務局長	鈴木信之氏

○出席事務局職員

議会事務局長 清水光一氏 議会係長 坂保徳氏

◎議長（谷津邦夫氏） おはようございます。

開会前ですが、企画振興課から広報みかさ取材のため写真撮影の申し出がありますので、許可しております。

開会 午前10時30分

◎開 会 宣 告

◎議長（谷津邦夫氏） ただいまから、平成26年第1回三笠市議会定例会を開会します。

◎開 議 宣 告

◎議長（谷津邦夫氏） これより、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の1 会議録署名議員の指名についてを議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、2番澤田議員及び5番扇谷議員を指名します。

◎日程第2 会 期 の 決 定

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から3月24日までの19日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

会期は、19日間と決定しました。

◎日程第3 諸 般 報 告

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の3 諸般報告に入ります。

初めに、議会事務報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質問を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質問ないようですから、議会事務報告については、報告済みとし

ます。

次に、教育委員会審議事項報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質問を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 質問ないようですから、教育委員会審議事項報告については、報告済みとします。

次に、一般行政報告を行います。

市長から報告を求めます。

市長、登壇願います。

市長。

(市長小林和男氏 登壇)

◎市長(小林和男氏) それでは、行政報告を申し上げます。

まず、報告第1号市長の行動報告についてであります。そこに記載しておりますように、1月の29日の日に特別交付税に関する要望ということで行ってまいりました。衆参両院議員の中で北海道出身の議員、そこに記載されております方々のところにお会いし、直接お会いできた議員さんについては、具体的な中身についてお願いしてきたところでございます。

その後、総務省に行きまして、大臣政務官、また総務省の財政局長、あるいは官房審議官並びに財政課長につきまして、三笠の町で今日まで取り組んできた行財政改革、あるいはまた現況等についても具体的なことを通してお話して、特別交付税に特段の御配慮をいただきたいということで行ってまいったところでございます。

次、報告第2号人事発令についてでございますが、3月1日付で、そこに記載されておりますように、高橋看護副部長を部長職として昇任をした発令を行ったところでございます。

続いて、報告第3号イオンアグリ創造株式会社と三笠市の地域農業活性化及び企業立地に関する協定について、そこに記載されておりますような締結内容で協定書の調印を行ったところでございます。

協定は1月の21日でございます。

次、報告第4号につきまして申し上げます。

市の工事については、その裏面、裏側のほうに別表として出しておりますように、三笠高等学校の屋内運動場の暖房設備工事並びに市民会館大ホール椅子の改修工事等について入札し、決定したところでございます。

以上で報告を終わります。

◎議長(谷津邦夫氏) これより、一般行政報告に対する質問に入ります。

報告第1号、総務福祉部関係について。

(「なし」の声あり)

- ◎議長（谷津邦夫氏） 次に、報告第2号、総務福祉部関係について。
（「なし」の声あり）
- ◎議長（谷津邦夫氏） 次に、報告第3号、企画経済部関係について。
（「なし」の声あり）
- ◎議長（谷津邦夫氏） 次に、報告第4号、企画経済部関係について。
（「なし」の声あり）
- ◎議長（谷津邦夫氏） 質問ないようですから、一般行政報告については、報告済みとします。
- 以上をもちまして、諸般報告を終わります。
-

◎日程第4 平成25年度定期監査及び財政援助団体等に対する監査並びに例月出納検査の実施結果報告について（監報第1号）

- ◎議長（谷津邦夫氏） 日程の4 監報第1号平成25年度定期監査及び財政援助団体等に対する監査並びに例月出納検査の実施結果報告についてを議題とします。
- 本報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。
- 質疑のある方は発言願います。
- （「なし」の声あり）

- ◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、監報第1号平成25年度定期監査及び財政援助団体等に対する監査並びに例月出納検査の実施結果報告については、報告済みとします。
-

◎日程第5 報告第1号及び報告第2号について

- ◎議長（谷津邦夫氏） 続いて、日程の5 報告第1号及び報告第2号についてを一括議題とします。
- 本報告については、議会運営委員会及び常任委員会の所管事項調査であり、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑に入ります。
- 質疑のある方は発言願います。
- （「なし」の声あり）

- ◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第1号及び報告第2号については、報告済みとします。
-

◎日程第6 報告第3号 まちづくり調査特別委員会報告について

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の6 報告第3号まちづくり調査特別委員会報告についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

丸山委員長、登壇願います。

（まちづくり調査特別委員会委員長丸山修一氏 登壇）

◎まちづくり調査特別委員会委員長（丸山修一氏） まちづくり調査特別委員会委員長報告をいたします。

平成23年第2回臨時会で決議設置されました「まちづくり調査特別委員会」について、平成25年第4回定例会で報告をした以降の調査結果を御報告いたします。

この委員会は、議長を除く全議員による委員会で調査を行っておりますので、質疑と答弁、内容の詳細は省略させていただきますので、御了承願いたいと思います。

さて、第4回定例会以降、2月21日に開催しました委員会では、1、東清住地区養豚場からの悪臭に関する対応についての提示のあった資料をもとに調査をいたしました。

初めに、東清住地区養豚場からの悪臭に関する対応についての調査では、1、これまでの経過と対応について、2、唐松地区住民説明会の内容について、3、嘆願書の集約及び市長報告の状況について、4、簡易臭気測定器の導入の考え方について、5、悪臭防止法に基づく臭気測定結果についてを調査いたしました。

以上をもちまして、本委員会の調査結果について御報告とさせていただきますので、よろしく願います。

◎議長（谷津邦夫氏） これより、委員長報告に対する質疑を受けます。

質疑のある方は発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第3号まちづくり調査特別委員会報告については、報告済みとします。

◎日程第7 議案第9号から議案第16号までについて（市政
執行方針、教育行政執行方針）

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の7 議案第9号から議案第16号までについてを一括議題とします。

提案に先立ち、市長及び教育長から平成26年度市政執行方針及び教育行政執行方針説明のため発言を求められておりますので、順次発言を許可します。

初めに、市長から平成26年度市政執行方針について説明を求めます。

市長、登壇願います。

市長。

(市長小林和男氏 登壇)

◎市長(小林和男氏) 平成26年第1回定例会に当たり、市政執行への私の所信と施策を申し上げます。

私が市長に就任し、本年度で3期目の最終年度を迎えることとなり、この間、「第8次三笠市総合計画」を策定し、その中で本市が目指す将来都市像として「誰もが暮らしてみたい田園産業都市」と「日本一安心して誰もが住み続けたいまち」、また、まちづくりの姿勢として「誇り」と「挑戦」を掲げ、全力を挙げて取り組んできております。

これからも、「一人はみんなのために、みんなは一人のために」という思いを大切にし、これまで以上に市民並びに市議会議員の皆さんとともに考え、ともに協力し、北海道の開拓の先鞭を担ってきたという「誇り」を大切にしながら、人々の心が通い合う安全・安心なまちづくりに邁進してまいりたいと考えているところであります。

さて、最近の世界経済は、中国の景気減速、ユーロ圏での景気後退の長期化が要因となり減速が続いている状況ですが、2014年にはアメリカ経済の回復力の強まりを背景に若干回復に向かうと予想されております。

我が国においては、アベノミクスと呼ばれる経済政策もあり、経済は着実に上向いており、今後、消費税増税後の景気動向が最大の注目点となりますが、景気の回復基調は崩れないと予想されております。

北海道においては、国内外の景気回復や消費税増税を前にした駆け込み需要、公共工事発注額の大幅な増加など政策要因による押し上げ効果により、景気持ち直しの動きが明確化しており、今後も政府の経済対策等の効果から前年並みの経済規模を維持すると予想されております。

一方、我が国の財政状況は、少子高齢化や東日本大震災への対応等が重なり、近年著しく悪化が進み、極めて厳しい状況にあります。

北海道においても依然、財政状況は好転しておらず、今後の地方税や地方交付税のあり方などをめぐり、基礎自治体を取り巻く環境はさらに厳しさを増すことが懸念されております。

こうした中であって、私は、時代の流れを的確に捉えながら、「第8次三笠市総合計画」を確実に推進し、着実な行政運営と一層の財政健全化による自立したまちづくりを目指して、明治の時代から多くの人々が行き交った「誇り」ある本市が、輝かしい未来に向け盤石の体制となるよう、市民の皆さんと一緒に「挑戦」してまいりますので、特段の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ここで、本年度のまちづくりに臨む基本姿勢について申し上げます。

初めに、「誰もが住んでよかったと思えるまちづくり」であります。

我が国では、人口減少社会と少子高齢化が進行している中、本市においても同様の状況となっております。

私は、「第8次三笠市総合計画」において、本市の目標人口を10年後、9,000人

と決めました。

本市が、その目標に向かい発展していくためには、未来にわたり「安心して暮らせるまち」を維持することが基本であり、他地域と比較して優位にある特性を見つけ出し、「第8次三笠市総合計画」に登載した、「三笠ならではの資源」を活用した産業の活性化や移住・定住対策の実現に向けて、全力で取り組んでいかなければならないと考えております。

2つ目には、行財政改革の継続であります。

本市の財政状況は、早い段階から行財政改革に取り組んできたこともあり、現在では危機的な状況から脱しつつありますが、国や北海道が抱えている財政問題などにより、今後本市に与える影響も予想されております。

このような中、「第8次三笠市総合計画」が確実に推進できるよう、一層の行財政改革の推進に努めていかなければならないと考えております。

次に、総合計画の基本目標に基づき、主要な施策の推進について申し上げます。

初めに、「人が育つまち三笠」であります。

次代を担う子供たちが、たくましく生きる力と思いやりのある豊かな心を育み、家庭・学校・地域の連携により、元気でたくましく学びながら成長できるよう、学習や文化・スポーツ環境の充実を図るとともに、子育てしやすい環境の充実を進めてまいります。

また、誰もが気軽にスポーツやレクリエーションに親しみ、健康増進を図ることができ環境づくりや、地域に根差した社会教育などを通じ、誰もが生きがいのある充実した人生を過ごすことができるまちづくりを進めてまいります。

子供たちの教育については、生きる力を育むことを理念とする新学習指導要領のもと、知識や技能の習得とともに思考力・判断力・表現力などの育成に最善を尽くし、学力向上に努めてまいります。

また、次代を担う子供たちが、変化の激しいこれからの社会を生きるために、家庭・学校・地域と信頼関係を築きながら、それぞれの役割と責任を果たしていくことが求められております。

こうした中で、幼児教育については、幼稚園就園奨励費補助を継続するほか、昨年度に引き続き子育てを応援する施策の一つとして、納めた幼稚園授業料などを市内で買い物ができる商品券で還元することにより、子育てしやすい環境を整備するとともに市内経済の活性化を図ってまいります。

学校教育においては、小学校から中学校へのスムーズな移行を図るため、市内全小中学校において小中一貫教育を推進するとともに、三笠小学校・三笠中学校において、地域が応援団となるコミュニティ・スクールを継続し、家庭・学校・地域全体で子供たちを守り育てる教育環境の充実に努めてまいります。

また、英語への興味・関心を高め、実践的コミュニケーション能力を身につけるため、幼児から小学校低学年までの親子を対象とした英語教室を継続するとともに、スクールバスの運行及び定期券料金の補助による児童・生徒の安全・安心な通学環境の確保や、いじ

め問題などに対するスクールカウンセラーの相談を引き続き実施するほか、小中学校への不審者侵入などの緊急時に、各学校から直接警察に通報できる110番ホットライン装置を設置し、事件・事故から子供を守る安全・安心な環境づくりに努めてまいります。

さらに、小学生全員の給食費無料化については、本年度も引き続き実施し、子育てしやすいまちづくりを進めてまいります。

また、学校給食センターの調理機器については、老朽化が著しいことから更新し、安全・安心な学校給食の提供に努めてまいります。

障害のある児童・生徒の学校生活や学習上の困難な状況に対しては、必要な支援を行うための教室内の施設整備や支援員を配置し、特別支援教育の充実を図ってまいります。

本年4月でパソコン基本ソフトのサポートが終了することから、ウイルス感染の危険性が高まる小中学校コンピューター教室の児童・生徒用パソコンの更新を実施するとともに、老朽化した岡山小学校屋内運動場の屋根と床の改修を実施し、安全・安心な学習環境の整備を図ってまいります。

また、安全性向上のため、国における耐震対策の指針に基づき、市内全小中学校屋内運動場の非構造部材の耐震診断調査を実施し、児童・生徒がより安心して学ぶことができる教育環境の充実に努めてまいります。

吹奏楽指導者招致事業として、札幌交響楽団所属の演奏者を招致し、三笠中学校吹奏楽部の演奏技術の向上を図るほか、三笠小学校スクールバンド及び三笠中学校吹奏楽の楽器を整備し、創造的な思考や豊かな心を育む教育環境の充実に努めてまいります。

市立三笠高等学校については、本年度の入学生をもって3学年編成となり、より安定した学校運営や教育活動が可能となっております。

今後とも食物調理科の専門学科の高校として、食に関する高度な専門的な知識・技術を有する心豊かな人材を育成するとともに、地域に根差した学校づくりのための教育環境の整備に努めてまいります。

また、保護者の経済的な負担軽減により、安定的な生徒確保を図るための教育費や寄宿舎費の一部支援を引き続き行うほか、教育活動の充実を図るため、調理器具などの整備拡充を図ってまいります。

学校への不審者侵入などの緊急時に、直接警察に通報できる110番ホットライン装置を設置し、生徒の安全確保に図るとともに安全性向上のため、国の耐震対策の指針に基づき、屋内運動場の非構造部材の耐震診断調査を実施し、生徒がより安心して学ぶことができる教育環境の充実に努めてまいります。

さらに、昨年度に引き続き、郷土出身者との連携を目的に札幌三笠会総会へ出席し、学校運営への理解と協力をいただくべく、取り組みに努めてまいります。

スポーツ・レクリエーションについては、昨年度に引き続き、野球は北海道日本ハムファイターズ、サッカーは北海道フットボールクラブが運営するコンサドーレ札幌からプロの指導者を招致し、子供たちが高度な技術や考え方を習得するためのスポーツ環境づくり

に取り組んでまいります。

施設管理については、運動公園内の体育施設及びパークゴルフ場サンパークについて、引き続き指定管理者の運営により利用者へのサービスの向上を図るとともに、運動公園内の施設整備及び整備車両の更新を行い、利用の促進を図ってまいります。

社会教育については、本市の社会教育行政の方向や基本姿勢などを示している「三笠市社会教育中期計画」に基づき、市民一人一人が楽しく学び合い、新しい時代を拓く生涯学習の推進と心豊かな人づくりを目指して、各種施策を推進してまいります。

特に、地方において享受することの少ない、都会の文化に親しむ機会を提供するとともに、新しいまちづくりのきっかけにもつなげる、市民の元気づくり講演会を昨年度に引き続き実施してまいります。

また、生涯学習や文化活動の拠点施設である公民館については、利用者の利便性の向上を図るため、既存の障害者用トイレにオストメイト対応の設備を設置するほか、老朽化に伴う図書館の屋上防水の改修を実施してまいります。

次に、「人が元気で働けるまち三笠」についてであります。

地域産業の振興は、地域の活性化そのものであります。

このため、農業を初め、地場産業の創出、企業誘致、商工業、観光などを緊密に連携させながら「三笠ならではの資源」を活用した産業の活性化や、たくましい産業構造の構築を図り、働きやすい環境づくりを目指して、人が元気で働けるまちづくりを進めてまいります。

農業については、農村地域の維持のため、多目的機能支払事業や中山間地域等直接支払事業のほか、農業担い手確保・育成対策事業を引き続き実施するとともに、新たに農業参入企業が地域農業の中核として持続的かつ発展的な経営展開ができるよう支援を行い、農業の基盤強化に取り組んでまいります。

また、環境に配慮した農産物の生産を行うため、環境保全型農業直接支援対策事業を行うほか、農業水利施設の機能保全のため、国営造成施設管理体制整備促進事業を引き続き実施し、農業が持つ多面的機能の保全に取り組んでまいります。

商工業については、経営者の高齢化に伴う後継者問題が深刻化しており、担い手を募る事業承継の取り組みを強化するほか、経営の基盤強化や新たな事業展開に対し引き続き支援を求め、商工業の振興と市民の利便性確保に努めてまいります。

また、調査研究を進めている市内中心部にある旧商工会館跡地の活用について、具体的な方向性をまとめ、実現に向け取り組んでまいります。

起業化については、市内でのビジネスチャンスの発掘を推奨するとともに、地域素材の特性を活かした地場産業の研究や育成のほか、地域社会に貢献する有益な事業展開に対し引き続き支援を行い、産業活性・雇用創出につなげてまいります。

さらに、地域資源の特性を活かした石炭地下ガス化などの石炭資源有効活用に関する取り組みを推進するため、本市と室蘭工業大学が共同で開設した三笠未利用石炭エネルギー

研究施設において事業化に向け必要となるデータ収集及び調査を行うとともに、室蘭工業大学が中心となって幾春別山手町の山林で行うフィールド実験の成功に向け、本市としてもサポートしていくほか、豊富な水資源を活用した魚の養殖などの立地に向け取り組んでまいります。

企業誘致については、アベノミクスの影響もあり経済状況は着実に上向いておりますが、企業が大規模な設備投資をするまでには至っていないことから、依然として企業進出が停滞している状況にあります。

本年度においても、引き続き国が推し進める大規模な経済対策を視野に、成長産業など新規企業の開拓に取り組むとともに、企業側のニーズと連動した誘致活動に努めてまいります。

雇用・労働環境については、雇用形態の多様化が進む中、企業や団体が実施する労働環境の改善や人材育成などの取り組みに対し支援を行うほか、労働者への生活、教育資金の融資政策を継続してまいります。

また、失業者対策として、ハローワークを初めとした広域団体との連携による取り組みや求人情報の発信、さらには、国が推進する雇用対策事業を積極的に活用し、雇用の拡大を図ってまいります。

観光については、地域の活性化を図る上で重要な産業分野であると考えております。

本市の観光の核となる鉄道村は、三笠トロッコ鉄道との相乗効果により、集客が増加傾向にあります。これまでの懸案事項であったメイン駐車場の舗装整備を行い利用者の利便性を向上させるほか、ファミリー層を中心に利用者が増加している西桂沢地区のみかさ遊園についても、隣接する桂沢国設スキー場とあわせ引き続き施設管理を徹底し、利用者の安全対策と利用促進に努めてまいります。

また、新たな魅力づくりとして、市内で実施している各種イベントや観光施設をライトアップする照明機器の導入により施設のイメージアップを図り、交流人口の増加と経済振興につなげてまいります。

桂沢湖周辺については、主要道道岩見沢三笠線の早期完成を北海道に要望するとともに、国が進めるダム事業と並行し、魅力ある観光スポットとしての再開発について検討を進めてまいります。

三笠地区については、中央公園に冬の華とも言えるイルミネーションの彩りを一層充実し、華やかさの演出とまちのイメージアップを図るとともに、イベントの充実にも努めてまいります。

次に、「人が快適に生活を楽しむまち三笠」についてであります。

市民が快適に暮らしていくために、健康で文化的な市民生活を将来にわたって確保していくことが必要であります。

豊かさを感じられる生活の場としての生活環境の充実や、自然との触れ合いを通じて生活に潤いと安らぎを与える都市環境の保全、市民生活に欠かせない社会基盤施設の整備、

人口増加対策としての移住・定住施策の推進を図るとともに、暮らしやすい生活環境が充実したまちづくりを進めてまいります。

交通環境については、市営バスの運行を開始してから8年が経過し、これまで利用者や市民の意見を聞きながら、路線の見直しなどを行ってまいりましたが、今後も地域住民の足である公共交通を守るため、利用実態を踏まえた便数や料金体系の見直しを行い、経費節減に努めながら市営バスの運行維持を図ってまいります。

また、市民の利便性を向上させるとともに、移住・定住の促進を目指すため、高速道路を通過する都市間高速バスの停留所設置について引き続き関係機関と検討してまいります。

冬の環境については、近年、豪雪傾向が続いていることから、道路除雪費の予算について増額するとともに、国や北海道と連携を図りながら、市民の重要なライフラインである道路網の除排雪に努めてまいります。

また、町内会などと協働で行っている、ぬくもり除雪サービス事業を引き続き実施してまいります。

環境衛生については、不法投棄やポイ捨てのないクリーンなまちを目指し、監視体制の強化を図るとともに、ごみのないまちづくりを推進するため、意識啓発に取り組んでまいります。

生活排水処理については、今後も公共下水道への接続が見込めない地域における浄化槽設置の促進に取り組んでまいります。

市営墓地については、墓参の際に安心して利用できるよう、清住墓地の階段整備と手すりを設置するほか、水くみ場の増設や幌内墓地及び弥生墓地の園路整備などを実施してまいります。

なお、火葬場については、劣化による火葬炉の整備をし、利用に支障を来さないよう施設の適正管理に努めるほか、新たな火葬場建設に向けた計画を策定し、推進してまいります。

また、みどりが丘環境センターでは老朽化が著しい構内用ダンプトラックを更新し、施設の適正管理に努めるほか、環境への負荷をできる限り低減する環境型社会の構築を目指し、ごみの適正排出、適正処理の啓発を行い、ごみの発生抑制、再利用への意識高揚に向けた取り組みを進めてまいります。

東清住地区養豚業からの臭気問題については、北海道と連携しながら、臭気の改善に努めてまいります。

市営住宅については、榊町団地に4棟目として本年度から2カ年計画で中層1棟39戸の建設を実施してまいります。

また、3階建て中層住宅の屋上防水、灯油集中配管設備の整備や平家建て住宅の屋根ふきかえなどの改修を計画的に進めてまいります。

さらに、周辺環境の改善と効率的な維持管理を図るため、空き老朽市営住宅などを計画的に除却するとともに移転集約化を進めてまいります。

個人住宅については、住みなれた住宅の居住性・耐久性の向上を図るため、住まいのリフォーム助成事業を引き続き実施してまいります。

若年層の市外からの転入及び定住化の促進を図るため、入居するための民間集合住宅の建設に対して助成する若者移住定住促進住宅建設費用助成事業や、市内民間住宅へ入居する若年層の転入者などに対し家賃を助成する若者移住定住家賃助成事業を引き続き実施してまいります。

加えて、市民や市外からの転入者に対して、新築住宅の建設費用や中古住宅の購入費用を助成する住宅建設等費用助成事業についても引き続き実施し、定住化の促進を図ってまいります。

また、移住・定住施策や子育て支援施策について、移住・定住の効果を上げるため、テレビCMなどで引き続き集中的なPRを行ってまいります。

上水道については、「水質検査計画」に基づき、水質管理の徹底を図るとともに、計画的な配水管の改良と老朽管の更新を行い、有収率の向上と効率的な業務執行に努めてまいります。

下水道については、浸水対策として、榊町と幸町において雨水管整備を公営住宅、道路整備に合わせて行うほか、事業認可期間の延伸を図るとともに、三笠浄化センターの機器更新、長寿命化工事の実施設計を進めてまいります。

治水・利水を目的とした幾春別川総合開発事業は再開され、本格的な工事の推進が図られるものと期待しております。

新桂沢ダムと三笠ぼんべつダムについては、平成32年度完成を目指し、関連する道路整備などの工事が順調に進められ、今後は桂沢湖周辺の開発などについて、関係機関との協議も再開されたことから、意見・要望が本事業に反映されるよう努めるとともに、一刻も早く両ダムを完成しダム関連事業を推進するよう、引き続き国等に強く要請してまいります。

また、幾春別地区の地すべり対策事業の整備促進及び清住地区の砂防事業について、北海道へ引き続き要請し、地域の安全確保に努めてまいります。

森林、河川などの自然環境は、潤いと安らぎを与えてくれる貴重な財産であります。特に森林は、二酸化炭素を吸収するため、地球温暖化防止に大きな役割を果たしております。

この豊かな森林資源を守り育てるため、間伐を行う市有林環境保全整備事業を実施するほか、造林地内の下刈り、除伐などの分収造林受託事業を引き続き実施し、森林の保全と強い山づくりの推進のため、計画的な整備に取り組んでまいります。

道路については、市街地の道路整備と、サンファーム地区と達布地区を結ぶ景観道路の整備を引き続き実施してまいります。

また、橋梁については、昨年度より工事着手した砂利山橋の架けかえ工事及び老朽化した新幾春別橋の長寿命化のための修繕工事を行ってまいります。

道路や排水の改修については、計画的に整備を進め、生活環境の向上に努めてまいりま

す。

河川については、市管理河川の治水対策として、川内苗圃の沢川の改修事業を計画的に行うとともに、萱野川については、既存の安全施設を改修し、転落防止などの安全対策を図ってまいります。

公園については、柏台中央公園の老朽化した施設と遊具などの更新を行い、利用者の安全確保と利用促進に努めてまいります。

主要道道岩見沢三笠線については、東清住町から弥生区間と桂沢地区の整備促進及び美園町から清住町区間の早期着手、一般道道岩見沢桂沢線の唐松地区及び本町地区並びに主要道道三笠栗山線の早期着手について、引き続き北海道へ要請してまいります。

次に、「人が安心して暮らせるまち三笠」についてであります。

生涯を通じて、心身ともに健康で心豊かに安全・安心な生活を送ることは、いつの時代にあっても市民共通の願いであります。

子供からお年寄りまで、市民一人一人が健康に生きる喜びと希望を持って、安全・安心な生活を送るための環境づくりや、互いに支え合う地域社会の構築を図り、地域福祉の推進と健康で安心して過ごせるまちづくりを進めてまいります。

また、市民の生命と財産を守る消防、救急、防犯体制を整えることにより、地域の暮らしを守る交通安全や防犯対策の充実を図り、安全・安心に暮らすことができるまちづくりを進めてまいります。

地域福祉については、社会福祉協議会との連携により、地域における見守りや交流を行う小地域ネットワーク活動の充実にも努めるとともに、地域ぐるみで高齢者などを支えるための連携・協力体制をより一層推進することにより、孤立しがちなひとり暮らしの高齢者の実態把握と情報共有に努め、地域ぐるみで見守り支え合う体制を強化してまいります。

生活保護については、生活保護法に基づき適正実施に努めるとともに、稼働年齢層の能力活用、就業阻害要因の解消を図り、ハローワークとの連携や就労活動にサポートが必要な被保護者に対し、就労支援員の配置を継続し、被保護者の就労及び自立助長に努めてまいります。

児童・母子・父子福祉については、子供たちが健やかに育ち、安心して保育を受けられるよう、保育所における各種保育事業、児童館における放課後児童クラブ・自由来館事業・子育てクラブ・子育て相談などの子育て支援事業を実施するほか、各保育所、児童館への不審者侵入などの緊急時に、保育所、児童館から直接警察に通報できる110番ホットライン装置を設置し、事件・事故から子供を守る安全・安心な環境づくりに努めてまいります。

また、子育てを応援するガンバレ子育て応援事業として、納めた保育料負担分を市内で購入ができる商品券による助成や、市内で乳児の紙おむつと交換できる引換券を支給することにより、子育てしやすい環境を整備するとともに市内経済の活性化を図ってまいります。

さらに、子供たちが健やかに成長するため、子育て支援に関する施策の総合的・計画的推進に関し、地域の実情を反映した「三笠市子ども子育て支援事業計画」を策定し、推進してまいります。

地域医療については、市民が住みなれた場所で安心して暮らし続けるため大切な社会基盤であり、必要な医療を適切に受けられる環境づくりに取り組む必要があります。

そのため、市立病院の果たす役割は大きいことから、必要に応じ医療機器の更新を進めるほか、感染防止対策を強化するための専従の看護師を配置し、医療環境の充実と質の向上を図ってまいります。

一方、地方自治体病院を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。

特に2年ごとに見直しが見直しが実施される診療報酬制度については、本年4月が改定の時期となりますが、実質的にはマイナス改定となり、中小規模の自治体病院へ与える影響はさらに厳しくなることが予想されるため、市立病院においては、施設などの老朽化が著しい実態と経済状況が上向きにならない実情を踏まえ、今後のあり方について方向性を見出すことが急務となっております。

このことから、市立病院における経営実態の分析を行い、広く意見を参酌しながら、今後の方向性を明らかにするとともに、引き続き医師の派遣元である大学病院及び高度医療機関、近隣自治体病院などの協力を得ながら、安定した医療の確保に努めてまいります。

国民健康保険については、被保険者の健康への意識が高くなってきたことから、人間ドック希望者の増への対応を図り、生活習慣病の予防や疾病の早期発見を推進してまいります。

さらに、特定健康診査及び特定保健指導や各種検診などを引き続き実施し、医療費の抑制に努めてまいります。

また、国においては、後期高齢者医療制度を含め医療保険制度のあり方が見直されることから、今後の動向を見据えながら、健全な運営に努めてまいります。

なお、健康優良家庭表彰については、引き続き実施してまいります。

健康づくりについては、全ての市民が住みなれた地域の中で自立して健全に暮らせるよう、各種健康診査や健康教育のほか、身体の機能維持を図るための高齢者向けの室内運動教室を実施するとともに、日ごろから生活習慣の改善に取り組むことができるよう、生活習慣病予防水中運動教室を実施してまいります。

また、がん対策の一つとして、特定の年齢に達した方に対する乳がん及び子宮頸がんの検診・大腸がん検診・肝炎ウイルス検診費用の全額助成を実施してまいります。

さらに、疾病予防の強化として、中学生までのインフルエンザ予防接種に対する費用を全額助成するとともに、高齢者に対する肺炎球菌ワクチン接種費用の半額助成を実施してまいります。

高齢者福祉については、高齢者が安全・安心な生活を送ることができるよう「第5期三笠市高齢者保健福祉計画」に基づく保健サービス、施設サービスなどを提供するほか、通

院・買い物不便地域に居住している高齢者の経済的負担の軽減を図るため、バス運賃の一部を引き続き助成するとともに、高齢者に生きがいのある生活を援助するため、市内の温泉を利用できる入浴券などを無料で交付する敬老祝い温泉入浴券助成事業を引き続き実施してまいります。

また、長年にわたる貢献に感謝の意を表するとともに高齢者福祉への理解と関心を高めるため、引き続き長寿祝い事業を実施してまいります。

介護保険については、「第5期三笠市介護保険事業計画」に基づき、適切なサービスの提供と介護保険財政の健全化に努めるとともに、要支援や要介護状態になることを予防するため、介護予防水中運動教室や地域訪問事業を引き続き実施してまいります。

障害者福祉については、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスのほか、地域支援事業としてコミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業を実施してまいります。

また、障害者が通院、社会参加のために利用するタクシー料金の一部助成を実施してまいります。

交通安全については、依然として交通弱者と言われる高齢者が犠牲者となる痛ましい事故が全国的に後を絶たないことから、高齢者を対象とした啓発活動を積極的に展開し、安全意識を高揚させ交通事故防止に努めてまいります。

市民生活の安全対策については、管理不全な空き家などの管理指導とあわせ新たな倒壊建物を発生させないための対策を講じてまいります。

防犯対策については、町内会などが行う防犯灯の整備及び維持管理を支援するとともに、引き続き関係機関・団体と十分に連携を図りながら、防犯意識の高揚や犯罪のない安全・安心に暮らすことができるまちづくりを進めてまいります。

消費生活については、架空請求や振り込め詐欺、悪質商法などによる被害の防止を図るため、消費生活相談窓口を充実・強化するとともに、各関係機関・団体と連携し、啓発に努めてまいります。

消防行政については、安全で安心なまちづくりを推進するため、消防機関と地域住民が連携を密にし、地域ぐるみの自主防火活動を展開してまいります。

また、より効果的な消防・救急活動を行うため、デジタル化された消防救急無線を一部供用開始するとともに、消防通信指令施設を更新してまいります。

さらに、救命率の向上に向けて、医療機関と連携し救急隊員の資質の向上を図るための研修を行うほか、AEDの操作方法を市民に広く普及させるため、応急手当の講習会を積極的に開催してまいります。

防災については、地域の防災力を強化するため、引き続き自主防災組織の結成を促進するとともに防災を担う人材の育成に努めてまいります。

また、東日本大震災を教訓に改正された災害対策基本法に基づき「地域防災計画」の見直しを進め、市民生活の安全向上を図ってまいります。

さらに、迅速な避難体制を確立するため、避難所表示看板を昨年度に引き続き整備して

まいります。

次に、「人と自然が共存できるまち三笠」についてであります。

本市の歴史は、自然がつくり出した石炭という産物を発見したことにより始まっております。

この石炭を産業としてまちが発展し、そこから生まれた歴史や本市の特徴である地質・化石・風土を活用した新たなまちづくりを進めるとともに、「三笠市民文化芸術振興条例」の基本方針に基づき、人を育み地域文化をつくるまちづくりを進めてまいります。

歴史・文化資源については、長い歴史や風土の中で生まれ、継承されてきたものであり、大切に保存し後世に伝えてまいります。

本市の歴史や資源を総合的に活用し、観光・教育資源として地域の活性化に寄与することを目的に取り組んできたジオパークについては、昨年度に日本ジオパークネットワーク加盟の認定を受けましたが、本年度についてもジオサイトの整備、ジオツアーの開催、食・ジオ特産品の開発、学習旅行の誘致、学校教育と連携した活動など、ジオパークを最大限に活用していく取り組みを行ってまいります。

博物館においては、各大学の化石研究機関及び博物館ボランティアなどと連携し、本市の特徴であるアンモナイト化石など、古生物を活かした学術研究の充実・発展と地域に根差した教育の場の提供などに努めるとともに、施設の機能を活かした事業の展開を図り、利用の拡大に努めてまいります。

本市のアンモナイトとかかわりの深い生きた化石オウムガイの謎を題材に、生物の進化と絶滅について解説し、地球環境の変化が生物界に及ぼす影響を学ぶことができる特別展を開催してまいります。

北海道遺産である三笠北海盆おどりについては、地域に根差した文化振興と地域づくりの目玉としてまちの活性化を図るため、市民・企業・団体などと連携し、全市的な取り組みとして開催してまいります。

北海盆唄全国大会においても、北海盆唄発祥の地として歴史的文化遺産の継承・発展を図るため、引き続き開催してまいります。

また、芸術・文化活動を推進するため、文化協会が主催する三笠市民文化祭や郷土芸能5団体の運営費の一部を助成し、引き続き支援してまいります。

最後に、「人が未来に向かって夢を育めるまち三笠」であります。

時はまさに、市民や地域の多様化・高度化するニーズに加え、個性豊かな地域社会の形成が求められる地域主権時代を迎えております。

このような中、市民と自治体の役割分担を明確化し、「みずからの手によるまちづくり」という市民の参加・協働意識の高揚のため、その基本として「三笠市未来づくり基本条例」を制定しております。

この精神に基づき、市民とともに考え協力し合いながら、人が未来に向かって夢を育めるまちづくりを推進してまいります。

協働・市民参加については、協働のまちづくり推進事業補助金の活用により、協働ルームの一層の活発化を図り、市民との信頼関係を大切にしながら、連携した地域づくりを目指してまいります。

また、市政懇談会や多くの審議会・委員会のほか、「三笠市未来づくり基本条例」に基づく三笠市未来創造会議など、市民との対話の機会を大切にし、いただいたアイデアについては、できるだけ市政に反映するよう努めてまいります。

コミュニティ活動については、引き続き町内会などの住民組織の活動を支援するとともに、地域活動の拠点である市民センターを使いやすい施設として整備し、利用の促進を図ってまいります。

行政運営については、安全・安心なまちづくりに向け、災害時の避難所ともなる市民会館の耐震補強工事などの整備や、エレベーターの設置など市民が利用しやすい施設としての整備を行うほか、市役所の計画的な整備を行ってまいります。

また、昨年度から取り組みを始めた、戸籍電算システムの本稼働に向けた取り組みを進めてまいります。

さらに、情報の共有化については、引き続き広報みかさの見やすい紙面づくりに努めるとともに、ホームページなどを通して、情報の適切な公開により市内外への発信に努めてまいります。

財政運営については、引き続き事務事業の見直し、民間委託の推進、老朽不用施設の除却などにより歳出の削減を図るとともに、使用料・手数料などの適正化、不用施設の売却など収入確保に努め、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による制限を受けない財政運営を図ってまいります。

さらに、本市の重要な財源である市税などについて、市民の納税意識の高揚に努め、納税に誠意の見られない滞納者に差し押さえなどの迅速な滞納処分を実施するとともに、債権回収専門会社への業務委託やインターネット公売の活用により、市民負担の公平化に努めてまいります。

私は、「三笠市未来づくり基本条例」に基づき、これまで先人が築き上げた誇りと豊かな自然・歴史・文化、そして協働の精神によって築かれたこのまちを継承するとともに、「三笠で生まれ」「三笠で育ち」「三笠で働き」「三笠の生活を楽しむ」という、安全・安心で快適に暮らせるまちを構築し、次代を担う子供たちに、未来に向かって夢を育める、ふるさとを引き継いでいく責任があります。

私は、先人たちの開拓精神の気概を思い起こし、身の丈に合った市政を目指すとともに、「誰もが暮らしてみたい田園産業都市」の構築と「日本一安心して誰もが住み続けたいまち」を実現するため、未来に種をまく「第8次三笠市総合計画」の確実なる推進を図りながら、引き続き「市民の誰もが住んでよかったと思えるまちづくり」に全力を尽くしてまいります。

以上、本年度の市政執行に臨む、私の所信の一端を申し上げましたが、市民の皆さん、

そして市議会議員の皆さんの御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） 次に、教育長から、平成26年度教育行政執行方針について説明を求めます。

教育長、登壇願います。

教育長。

（教育長北山一幸氏 登壇）

◎教育長（北山一幸氏） 平成26年第1回定例会に当たり、教育委員会所管の行政執行に関する主要な方針について申し上げます。

近年、少子高齢化や高度情報化などを背景として、教育を取り巻く環境が大きく変化している中、子供の学ぶ意欲や学力・体力の低下などが指摘されており、国においては「教育基本法」の理念を具体的実現するための「教育振興基本計画」に基づき学習指導要領を改訂し、子供たちの学力向上と「生きる力」を育むための取り組みが進められております。

次代を担う子供たちが、変化の激しいこれからの社会を生きるために、直面する課題に立ち向かい、みずから乗り越えていく力を育てていくことが、今まさに教育に求められております。

こうした中、北海道において、「地域全体で子供たちを守り育てる」という目標を掲げ、社会で生きる実践的な力の育成に取り組んでおります。

一方、本市においても、児童生徒の確かな学力を育成するため、新学習指導要領の趣旨や狙いをしっかりと踏まえ、学ぶ意欲の向上を図り、知識や技能の習得とともに、思考力・判断力・表現力などの育成に最善を尽くし、学力向上に努めてまいります。

このことから、本市の教育行政の執行に当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正の動向を注視しながら、第8次三笠市総合計画の基本目標に沿って各施策を確実に執行していくとともに、地域に根差した教育を実践し、生まれ育ったふるさと三笠に愛着と誇りを持ち、あらゆることに挑戦することを根幹として、将来に向かい夢や希望を描ける子供たちを育て、市民一人一人が生きがいのある充実した人生を送ることができ、社会の実現に向け、教育行政を推進してまいります。

最初に、幼児教育について申し上げます。

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う最も大切な時期であり、生活や環境を通して創造的な思考や豊かな心を育み、健康な体と望ましい習慣や態度を養うことが求められております。

このような中、子育て家庭においては、依然として低迷する経済の影響を受けて、教育費の負担軽減など、その対応が求められております。

このことから幼児教育の重要性を考え、幼稚園就園奨励費補助を継続するほか、定住促進に向けた子育てを応援する施策の一環として、保護者が負担した幼稚園授業料などを市内で買い物ができる商品券で還元することにより、子育てしやすい環境を整備するとともに

に、市内経済の活性化を図ってまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

学校教育は、子供の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的としており、極めて重要であります。

本市においても、新学習指導要領の理念である「生きる力」をより一層育むため、さまざまな問題に積極的に対応し解決する力や他人を思いやる心、感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力など、知・徳・体のバランスを考慮した教育の実践に取り組んでまいります。

学校統合を機に市内全小中学校において実践してきた小中一貫教育の充実を図るとともに、三笠小学校、三笠中学校において、地域が応援団となるコミュニティ・スクールを継続し、家庭・学校・地域全体で子供たちを守り育てる教育環境の充実に努めてまいります。

また、新学習指導要領において中学校のダンス授業が必修化となったことから、専門の外部講師を招致し、指導することにより、質の高い効果的な授業を進めてまいります。

英語への興味・関心を高め、実践的コミュニケーション能力を身につけさせるために、外国語指導助手や英語にすぐれた方を講師として、幼児から小学校低学年までの親子を対象とした英語教室を継続するとともに、市内外のさまざまな分野で活躍している三笠市出身の先輩を講師として招き、人生の夢や目標を子供たちに直接語りかける「先輩から学ぼう実施事業」を継続し、郷土愛を育み、一人一人の個性と能力を伸ばすことができる教育の充実に努めてまいります。

また、子供の虫歯予防において高い効果が認められているフッ化物洗口事業を全小学校で引き続き実施し、子供たちの歯の健康を守ってまいります。

学校統合に伴う環境の変化などによる児童への負担を考慮し、少人数学級を実施するとともに、遠距離通学となる児童・生徒については、安全で安心な通学手段を確保するため、小学生については継続してスクールバスを運行いたします。

一方、中学生については、定期路線バスの利用による乗車料金を補助してまいります。

本年4月で、パソコン基本ソフトのサポートが終了することから、ウイルス感染の危険性が高まる小中学校コンピューター教室の児童・生徒用パソコンの更新を実施するとともに、老朽化した岡山小学校屋内運動場の屋根と床の改修を実施し、安全・安心な学習環境の整備を図ってまいります。

また、安全性向上のため、国の耐震対策の指針に基づき、市内全小中学校屋内運動場の非構造部材の耐震診断調査を実施、児童・生徒がより安心して学ぶことができる教育環境の充実に努めてまいります。

吹奏楽指導者招致事業として、札幌交響楽団所属の演奏者を招致し、三笠中学校吹奏楽部の演奏技術の向上を図るほか、三笠小学校スクールバンド及び三笠中学校吹奏楽部の楽器を整備し、創造的な思考や豊かな心を育む教育環境の充実に努めてまいります。

また、北海道教育大学幌内自然体験学習研究施設「i—H o L o N E」（アイ・ホロン）については、引き続き教育大学と連携を図り活用してまいります。

小学生の給食費無料化については、本年度も引き続き実施し、子育てしやすい環境づくりを進めてまいります。

また、学校給食センターの調理機器については、老朽化が著しいことから更新し、安全・安心な学校給食の提供に努めてまいります。

特別支援教育については、障害を持つ子供の個々の状況に応じた教育体制の整備を図っていく必要があります。

障害のある児童・生徒の学校生活や学習上の困難な状況に対して必要な支援を行うため、岡山小学校、三笠小学校、三笠中学校に特別支援学級を開設するとともに、児童・生徒の状態が多様化している中、自立した社会参加に向けた取り組みを支援するため、教室内の施設整備や支援員を配置するなど、一層の充実を図ってまいります。

全国的には、日常生活や学校生活における児童・生徒のいじめや、非行、少年犯罪、不登校など、子供の事件、事故が後を絶たない状況にあります。

特に、社会問題となっている「いじめ」については、早期に対応するため、これまで同様スクールカウンセラーによる巡回相談を実施し、安心して相談できる環境整備を図り、子供たちの心のケアに努めてまいります。

また、「いじめに関する研修会」を開催し、学校職員、保護者、地域が一体となっ
ていじめに対する理解を深め、早期発見と防止を図ることができるよう必要な対策を講じてまいります。

安全対策については、小中学校への不審者侵入などの緊急時に、各学校から直接警察に通報できる110番ホットライン装置を設置するとともに、青少年育成センターを中心に地域の協力を得ながら、事件、事故から子供を守る安全・安心な環境づくりに努めてまいります。

教育研究所においては、新学習指導要領を基本に、本市の特色ある教育と新しい学校教育の実現を図るための研究活動を進めてまいります。

市立三笠高等学校については、本年度の入学生をもって3学年編成となり、より安定した学校運営や教育活動が可能となります。

開校以来「食のスペシャリスト」を育成すべく、専門学校の特性を十分に活かした学校として、学校経営の基本方針である「地域に開かれ、地域に教育の場を求め、地域とともに歩む」ことを実践しながら、食に関する知識や技術にとどまらず、商品の開発力やコミュニケーション能力など、多様化する社会の実情に対応できる力を持った生徒の育成に努めてまいります。

生徒確保対策については、少子化により生徒数が減少する状況の中、本年4月入学生も定員を超える出願状況ではありますが、本年度においても引き続き全道各地の中学校を中心に訪問し、PRするとともに、保護者の経済的な負担軽減により安定的な生徒確保を図る

ための教育費や寄宿舎費の一部支援を引き続き行うほか、生徒の積極的な各種コンクールなどへの参加を促進するための調理器具などの整備拡充を図ってまいります。

学校への不審者などの緊急時に、直接警察に通報できる110番ホットライン装置を設置し、生徒の安全確保を図るとともに、安全性向上のため、国の耐震対策の指針に基づき、屋内運動場の非構造部材の耐震診断調査を実施し、生徒がより安心して学ぶことができる教育環境の充実に努めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

社会の急激な変化に対応して市民一人一人がいつでもどこでも自由に学習機会を享受し、「心の豊かさ」や「生きがい」を実感できる生涯学習社会を実現するために、社会教育の果たす役割は重要であります。

このため、本市の社会教育を推進する上で基本となっている「三笠市社会教育中期計画」に基づき、市民一人一人がみずからの意思と選択により楽しく学び合い、新しい時代を拓く生涯学習の推進と心豊かな人づくりを目指して、各種施策を推進してまいります。

家庭教育は、子供に対する愛情の上にその責任を自覚し、基本的な生活習慣や自立心、家族を大切にする気持ちや他人への思いやり、命を大切にする気持ち、善悪の判断など、心身の調和のとれた発達を育むものであり、教育の原点であります。

このため、親も子育てを通じ、ともに成長してもらうため、家庭教育に必要な知識や情報を子育て家庭に提供する、2歳児通信学習「お母さん生き生き子育て」を継続してまいります。

また、基本的な生活習慣の乱れが学習意欲や体力、気力の低下の要因として指摘されていることから、国民運動として推進されている「早寝・早起き・朝ごはん」運動について、引き続き普及・啓発に努めてまいります。

青少年教育については、地域社会において大人や多様な年齢層の人々と触れ合い、他人を思いやる気持ちや感動する心、豊かな人間性や協調性などを身につけるために、家庭、学校、地域など社会全体で子供たちの教育に取り組むことが求められております。

このことから、学校教育を側面から応援する体制として、地域の人材を活かした「学校支援地域本部事業」などに取り組んでまいります。

また、地域の自然や特性を活かした体験学習を初め、リーダー養成のための研修を行っている「三笠市地域子供会育成連絡協議会」の諸活動への参加を促し、自主的に行動できる子供たちの育成に努めてまいります。

成人教育については、一人一人が豊かで充実した人生を過ごすために、学習領域が多岐にわたっており、新たな知識や技術を習得するニーズが高まってきております。

このことから、新しい時代に対応できる知識と教養を高めるために、公民館講座など、誰もが気軽に参加できる学習機会を提供してまいります。

また、成人祭については、大人になったことを自覚し、みずから生き抜こうとする成人を市民全体で祝い励ますため、引き続き実行委員会との共催で実施してまいります。

高齢者教育については、「人生80年時代」を迎えて久しくなりますが、高齢者を取り巻く環境は一層厳しくなっており、みずから主体的に生きる力が求められています。

このため、健康で生きがいのある充実した生活を支援するための学習活動の場として、引き続き「ことぶき大学」を開催し、高齢者の社会参加の促進を図ってまいります。

また、三笠市地域子供会育成連絡協議会で実施している、子供たちとともに学び合う「世代間交流事業」を支援してまいります。

芸術・文化については、「三笠市民文化芸術振興条例」に基づき、広く市民に参加の機会を提供し、芸術文化に対する意識の高揚を図ってまいります。

このため、本年度も芸術文化に触れる事業として、児童・生徒や保護者及び市民を対象とした「北海道巡回小劇場」を、昨年度に引き続いて実施してまいります。

また、芸術・文化活動を推進するため、文化協会が主催する「三笠市民文化祭」の運営費の一部を補助し、支援してまいります。

歴史文化については、長い歴史や風土の中で継承され、育まれてきた貴重な財産であります。

これらの文化遺産を大切に保存・展示するとともに、後世に伝承するため、郷土芸能5団体の活動を支援してまいります。

北海道遺産である「三笠北海盆おどり」については、本年度13回目を迎え、本市の一大イベントとして、まちの活性化と地域振興のため、市民・企業・団体などと連携を図り、全市的な取り組みにより、お盆期間中8月14日、15日の2日間開催するとともに、踊りについては、従来の仮装踊りに加え、浴衣美人コンテストを引き続き実施するなど、市民参加型の魅力ある盆踊りになるよう取り組んでまいります。

また、北海盆唄全国大会についても、北海盆唄発祥の地として、歴史的文化遺産の継承・発展を図るため、引き続き開催してまいります。

公民館については、余暇の積極的な活用による豊かな生活を実現していくための文化活動や学習成果の発表の場として、文化団体、サークルなどに提供するとともに、市立三笠高等学校との連携による料理教室などの公民館講座を開催し、市民に広く学習する機会を提供するなど、利用の促進を図ってまいります。

また、生涯学習や文化活動の拠点施設であるため、利用者がより安心して利用できるよう、既存の障害者用トイレにオストメイト対応の設備を設置し、利便性の向上を図ってまいります。

図書館については、市民の読書活動を支援するとともに、地域の情報拠点としての役割を担う大切な施設であります。

特に、子供は本との出会いの中で健やかに成長し、他人を思いやる心や人生の知恵を学ぶと言われております。

このため、子供への読書案内やボランティアによる絵本とお話の会である「かるがも会」などの各種事業を実施するとともに、引き続き小中学校へ定期的に図書貸し出しを

行い、子供たちへよりよい読書環境を提供してまいります。

また、赤ちゃんと保護者が絵本を通して心が触れ合うひとときを持つきっかけづくりのために、乳幼児健診時における絵本などの読み聞かせと、乳児に絵本を贈る「ブックスタート事業」を引き続き実施し、子育てを支援してまいります。

さらに、老朽化に伴う図書館の屋上防水の改修を実施してまいります。

博物館については、博物館ボランティアの会の協力を得て、化石を初め、自然科学、郷土の歴史、民俗、産業の貴重な資料を収集・保存し、研究・普及活動の充実に努めるとともに、各大学などの化石研究機関と連携を図り、調査研究に努めてまいります。

また、市内外の児童生徒が学校単位で博物館を利用して授業ができるよう、多機能研修施設の機能を活かした事業の展開を図り、利用の拡大に努めてまいります。

さらに、昨年度、ジオパーク認定を踏まえて、市内の小中学校の児童・生徒に対して三笠の自然や化石を通じた地域の特色ある授業を積極的に支援してまいります。

本市のアンモナイトとかかわりの深い生きた化石オウムガイの謎を題材に、生物の進化と絶滅について解説し、地球環境の変化が生物界に及ぼす影響を学ぶことができる特別展を開催してまいります。

スポーツ・レクリエーションについては、スポーツ少年団員などが各種スポーツ大会に参加するための必要な経費について引き続き助成するとともに、スポーツ少年団を支援するため、プロの指導者を招致している「スポーツ環境充実事業」について、野球は「北海道日本ハムファイターズ」、サッカーは北海道フットボールクラブが運営する「コンサドーレ札幌」に引き続き委託し、子供たちが高度な技術や考え方を習得するための環境づくりに取り組んでまいります。

パークゴルフ場サンパークについては、引き続き指定管理者により運営することとし、集客力を高めるため、太古の湯とのパック料金や博物館及び鉄道記念館との共通利用券とあわせたパークゴルフ場の割引制度を継続するとともに、コース管理に必要な備品を整備し、利用者へのサービス向上と利用の拡大を図ってまいります。

運動公園内の体育施設については、指定管理者による施設管理を継続するとともに、施設整備及び整備車両の更新を行い、利用の促進を図ってまいります。

また、市民の健康維持増進と体力づくりに効果が期待できるノルディックウォーキングの普及・啓発に努めてまいります。

以上、平成26年度の教育委員会の行政執行に関する主要な方針について申し上げます。

教育の推進に当たっては、各関係機関、団体などとの連携を図るとともに、市民の皆さんの御協力をいただきながら、子供たちの健やかな成長を育んでいく教育環境の充実に努めることが必要と考えております。

私は、教育委員会が果たさなければならない「役割」と「責任」の重大さを深く認識し、本市の教育の質の向上と発展に向け、ここに申し上げました各施策を確実に執行するよう

最善を尽くしてまいり所存であります。

市民の皆さん、市議会議員の皆さん、特段の御理解と御協力を心からお願いを申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） 議事の都合上、午前中はこれまでとし、昼食休憩に入ります。午後1時から再開いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後0時59分

◎議長（谷津邦夫氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、議案第9号から議案第16号までについて、市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

市長。

（市長小林和男氏 登壇）

◎市長（小林和男氏） 議案第9号平成26年度三笠市一般会計予算から、議案第16号平成26年度市立三笠総合病院事業会計予算まで、一括して提案説明申し上げます。

平成26年度三笠市各会計予算について、最初に国の平成26年度地方財政対策であります。平成26年度の地方財政への対応に当たっては、昨年度同様、通常収支分と東日本大震災分を区分して整理されており、通常収支分については、地方が安定的な財政運営を行えるよう、一般財源総額を前年度と同水準確保しておりますが、リーマンショック後の危機対応モードから平常時モードへの切りかえを進める必要があるとして、地方交付税の別枠加算を見直すなど、地方交付税を前年度より、実質1,769億円減額しております。

こうした中、平成26年度における三笠市の予算は、どのような状況にも対応できる安定的かつ健全な財政基盤を確立し、今後も地方公共団体財政健全化法の制限を受けない財政構造を維持していくため、引き続き将来負担を意識した公債費の適正化や行財政改革を推進する一方で、子育て支援、高齢者対策、産業活性化対策などの事業を推進し、元気のある地域社会づくりのステップアップを目標に予算編成を行ったものであります。

以下、各会計順に予算の概要について説明いたします。

最初に、議案第9号平成26年度三笠市一般会計予算についてであります。歳出予算から説明いたしますと、経常費予算では、これまでの行財政改革の努力を緩めることなく、引き続き必要経費の見直しの徹底を図るほか、重点的・効率的な予算編成としたものであります。

一方、主な政策的予算の内容について説明いたしますと、議会費では、議会市議会費の款項を行うものであります。

総務費では、昨年認定となりました三笠ジオパークを核とした地域づくりを目指すため、ジオサイトの整備や普及活動等の事業を行うほか、新産業の創造を図ることを目的に、新

規農業参入企業による直営農場の開設に対し、新産業創造等事業基金を活用し、補助するものであります。

また、石炭資源の有効活用に向けた地下ガス化基礎実験やテレビCMによる移住定住促進施策などのPR、中心市街地の再開発を検討し、具体化するための調査などを実施するものであります。

民生費では、市民会館の大規模な改修や地区市民センターのトイレ改修を行うとともに、保育所及び児童館において、子供の安全を守るため、三笠警察署に直接危険を知らせる110番ホットライン装置等を設置するほか、消費税率引き上げの影響を緩和するため、低所得者並びに子育て世帯に対する給付措置を行うものであります。

また、市民の子育てを応援するガンバレ子育て応援事業として、乳児の紙おむつと交換できる引換券の支給や、納めた保育所負担金相当分を市内商品券により還元するほか、長寿祝い金及び敬老祝い温泉入浴券の交付、高齢者へのバス運賃の一部助成、ぬくもり除雪サービスなどについて、引き続き実施するものであります。

衛生費では、生活習慣病予防対策として実施する温浴施設を活用した水中運動教室に係る経費を引き続き措置するほか、予防ワクチンの接種費用について引き続き助成するものであります。

また、清住・柏町・幌内・弥生墓地の環境整備を実施するほか、老朽化が著しい火葬場の新設にかかわる基本計画を策定するものであります。

農林水産業費では、農業の担い手確保や育成を引き続き行うほか、集落の維持や多面的機能の向上を図るため、活動組織などに支援を行うものであります。

また、森林環境の保全のため、市有林などの間伐を行うものであります。

商工費では、商工業活性化事業やる気応援補助金を引き続き措置するとともに、三笠工業団地の案内看板を整備するほか、三笠鉄道村の駐車場整備費用などを措置するものであります。

また、観光スポットの新たな魅力づけのため、ライトアップ事業を行うものであります。

土木費では、引き続き計画的に市道、河川及び都市公園の整備を行うほか、市営住宅では、公営住宅のストック総合活用計画に基づく公営住宅の建てかえと、灯油集中配管整備や屋根ふきかえなど、既存住宅の維持整備により居住空間の向上を図るとともに、個人住宅の安全性・耐久性の向上を目的に、リフォーム費用の一部を引き続き助成するものであります。

さらに、住宅の新築または購入費、若年層の市外からの転入・定住化の促進を図るための民間賃貸共同住宅建設費用、市外から転入する若者世帯への民間賃貸住宅家賃の一部助成を引き続き措置するものであります。

消防費では、迅速、的確な指令を行うため、消防通信指令設備の整備を行うほか、避難所表示看板を引き続き整備し、市民の安全対策を推進するものであります。

教育費では、最初に学校教育関連分として、本年4月でパソコン基本ソフトのサポート

が終了し、ウイルス感染の危険性が高まる小中学校等のパソコンを更新するほか、老朽化した岡山小学校屋内運動場の屋根と床の改修や児童・生徒の安全確保を図るため、保育所などと同様に110番ホットライン装置を各小学校、中学校、高校に設置するとともに、これまでの継続事業でありました小学校給食費を無料化する少子化対策支援事業、市民の子育てを応援するガンバレ子育て応援事業として、幼稚園の授業料等相当分の市内商品券による還元を引き続き行うものであります。

また、一人一人の個性と能力を伸ばす教育の充実を図るため、さまざまな分野で活躍している三笠市出身の先輩を講師に招く授業の実施や英語力の向上を図るため、親子を対象とした英語教室を行うほか、三笠中学校吹奏楽部の演奏技術の向上を図るため、札幌交響楽団所属の演奏者を招致するために必要な費用を措置するものであります。

次に、三笠高等学校関連分として、引き続き修学経費等の一部を市負担とするほか、教育活動の充実を図るため、調理器具の整備拡充に必要な経費を措置するものであります。

次に、社会教育関連分として、引き続き国の制度を活用し、地域全体での教育支援活動を実施するほか、スポーツを通じた教育を充実するため、引き続き北海道日本ハムファイターズと連携した野球指導、北海道フットボールクラブと連携したサッカー指導の強化を図るものであります。

また、図書館の屋上防水改修を行うとともに、公民館の障害者用トイレを多目的トイレに改修するために必要な経費を措置するものであります。

一方、歳入予算の主な内容であります。まず市税については徴収強化を図り、滞納者については法的措置に努め、収入の確保に取り組んでまいります。

諸交付金、地方交付税、臨時財政対策債については、国の地財計画に基づき措置するものであります。

使用料及び手数料などについては、利用実態による積算を行うものであります。

また、国庫支出金等歳出関連の特定財源については、現段階で見込めるものについて、全て計上するものであります。

継続費については、市営住宅建替改善等事業を措置するものであります。

債務負担行為については、電子例規システムの借り上げ料などについて措置するものであります。

地方債の限度額及び一時借入金の最高額については、歳入歳出予算との関連により措置するものであります。

以上により、一般会計予算の総額は、90億4,272万7,000円となり、前年度当初の予算額と比較して4億4,334万6,000円、率にして5.2%の増となるものであります。

次に、議案第10号平成26年度三笠市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。後期高齢者医療制度にかかわる本市の財政運営が適切に執行されるよう制度に基づき予算措置を行ったものであります。

まず、歳出予算であります。主要となる部分は、北海道後期高齢者医療広域連合へ納付する保険料及び事務費負担分を措置するものであります。

一方、歳入予算であります。市が徴収する保険料のほか、一般会計の繰入金として、道と市が負担する低所得者等の保険料軽減額及び広域連合に納付する共通経費並びに事務費負担分の費用を措置するものであります。

以上により、後期高齢者医療特別会計予算の総額は2億2,336万4,000円となり、前年度予算額と比較して2,048万7,000円、率にして10.1%の増となるものであります。

次に、議案第11号平成26年度三笠市国民健康保険特別会計予算についてであります。後期高齢者医療制度及び後期高齢者医療の財政調整制度等に対応することを基本に、国民健康保険財政の健全な運営ができるよう、予算編成を行ったものであります。

まず、歳出予算であります。保険給付費については、療養給付費及び高額療養費について、近年の医療費の増を考慮し、相当額を措置したものであります。

また、後期高齢者支援金及び前期高齢者納付金等を措置するほか、医療費適正化特別対策事業及び収納率向上特別対策事業にかかわる経費を引き続き措置するものであります。

保健事業費については、特定健康診査及び特定保健指導の所要経費を引き続き措置するとともに、人間ドックへの助成者数の増及び各種がん検診にかかわる費用の助成事業並びに生活習慣病予防水中運動教室の実施に要する経費を措置するものであります。

一方、歳入予算であります。保険料については、現行の料率等を据え置き、賦課限度額については、被保険者間の負担の公平化を図るため3万円引き上げ、73万円から76万円にするものであります。今後は、各種医療制度等の動向や基金の推移を見据えながら、慎重に検討するものであります。

そのほか、国道支出金などの歳出関連で見込まれる全ての収入を措置し、なお不足する1億2,011万9,000円については、国民健康保険基金の取り崩しにより措置するものであります。

以上により、国民健康保険特別会計予算の総額は18億1,651万2,000円となり、前年度予算額と比較して3,718万4,000円、率にして2.1%の増となるものであります。

次に、議案第12号平成26年度三笠市介護保険特別会計予算であります。介護保険財政を健全に運営するため、第5期介護保険事業計画を基本に平成25年度の決算見込み額を考慮し、事業などについて必要な見直しを行い、予算編成を行ったものであります。

まず、歳出であります。保険給付費については、平成25年度決算見込み額をもとに介護報酬改定による影響額を踏まえて措置するものであります。

また、地域支援事業費については、認知症予防を加えた介護予防水中運動教室事業について、継続して実施するものであります。

一方、歳入であります。まず介護保険料については、第1号被保険者の減少と各所得

段階による区分について、平成25年度の決算見込み額をもとに措置するものであります。

また、支払基金交付金、国、北海道、三笠市の負担額については、保険給付費に対するそれぞれの負担割合に応じて措置するものであります。

以上により、介護保険特別会計の予算総額は12億4,892万8,000円となり、前年度当初予算と比較して1億4,057万9,000円、率にして10.1%の減となるものであります。

次に、議案第13号平成26年度三笠市育英特別会計予算についてであります。奨学資金の新規貸し付けについては、平成16年度末で廃止し、対象となっている貸付者も平成19年度で終了いたします。

このことから、歳出予算については、歳入で見込まれる貸付金の返還分など、全ての収入を基金に積み立てるものであります。

一方、歳入予算については、貸付金の返還分255万6,000円を見込み、基金運用益金収入及び預金利子を計上するものであります。

以上により、育英特別会計予算の総額は260万6,000円となり、前年度当初予算額と比較して14万9,000円、率にして5.4%の減となるものであります。

次に、議案第14号平成26年度三笠市水道事業会計予算についてであります。安全な水を安定的に供給するため、施設の適切な管理に努めることを基本とし、また、地方公営企業会計基準の見直しにより、新会計基準に対応した予算編成を行ったものであります。

なお、業務の予定量については、前年度の実績を考慮して積算したものであります。

まず、収益的収支であります。収入については、給水収益等の増額により、総額3億4,350万5,000円を措置するものであります。

また、支出については職員給与等では、一般会計に準じて措置するものであり、市民の給水需要を充足させるために必要な経費として、総額3億6,867万1,000円を措置、収支では2,516万6,000円の損失となる予定であります。

次に、資本的収支であります。支出については、配水管整備と老朽配水管の改良、メーター器の取りかえが主な事業であり、2億2,440万6,000円を措置するものであります。

一方、収入では支出に関連する企業債及び国庫補助金のほか、工事負担金を計上し、1億830万円を措置するものであります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,610万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

次に、企業債、一時借入金の最高額及び他会計からの補助金等については、収入支出予算に関連して措置するものであります。

以上により、水道事業会計支出予算の総額は5億9,307万7,000円となり、前年度予算額と比較して6,375万9,000円の増、率にして12.0%の増となるもので

あります。

次に、議案第15号平成26年度三笠市下水道事業会計予算についてであります。快適な生活を送るための基盤整備と施設の適切な維持管理を図ることを基本とし、また、地方公営企業会計基準の見直しによる新会計基準に対応した予算編成を行ったものであります。

なお、業務の予定量については、前年度の実績を考慮して積算したものであります。

まず、収益的収支であります。収入については、下水道使用料の増収を見込み、総額6億5,055万4,000円を措置するものであります。

また、支出について職員給与等では、一般会計に準じて措置するものであり、下水道施設の維持管理に必要な経費として、総額6億4,304万5,000円を措置し、収支では750万9,000円の利益となる予定であります。

次に、資本的収支であります。支出については、榊町、幸町の雨水管整備と三笠浄化センターの機器更新、さらには公共下水道事業認可変更が主な事業であり、企業債償還金等を含む5億239万1,000円を措置するものであります。

一方、収入では支出に関連する企業債及び国庫補助金のほか、一般会計出資金を計上し、2億5,945万9,000円を措置するものであります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4,293万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

次に、企業債、一時借入金の最高額及び他会計からの補助金等については、収入支出予算に関連して措置するものであります。

以上により、下水道事業会計支出予算の総額は11億4,543万6,000円となり、前年度予算額と比較して1億916万1,000円の増、率にして10.5%の増となるものであります。

最後に、議案第16号平成26年度市立三笠総合病院事業会計予算についてであります。病院事業については現状の体制を維持することを基本に安定した医療の提供に努めてまいります。平成26年4月における診療報酬改定や消費税増税の影響を踏まえ収益的収支の財源不足を可能な限り抑制するとともに、地方公営企業会計基準の見直しに伴う会計制度の移行を考慮して編成したものであります。

まず、収益的収支であります。収入については、1日平均入院患者を一般・療養・精神病床患者を合わせて159.5人、1日平均外来患者を346.6人と設定し、入院、外来収益などを見込み、総額22億6,460万1,000円とするものであります。

また、支出では、必要経費や会計基準の見直しに伴い、新たに退職手当引当金として11億6,490万6,000円を計上するなど、総額35億9,033万6,000円を措置するものであります。

次に、資本的収支であります。支出については、老朽化や医療サービスの充実を図る

ため、腹腔鏡手術システムなどの医療用機械器具5品目の購入のほか、修学資金貸付金など、総額2億72万1,000円を措置するものであります。

一方、収入については、企業債と一般会計出資金として、総額1億2,839万8,000円を計上するものであります。

以上により、病院事業会計支出予算の総額は37億9,105万7,000円となり、前年度予算額と比較して12億5,015万2,000円、率にして49.2%の増となるものであります。

以上、議案第9号から議案第16号まで、一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） 以上をもちまして、市政執行方針及び教育行政執行方針の説明並びに議案第9号から議案第16号までについての提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議事の都合により、市政執行方針及び教育行政執行方針の説明並びに議案第9号から議案第16号までについての質疑は、3月13日からの大綱質問により行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第8 議案第1号から議案第5号までについて

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の8 議案第1号から議案第5号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

市長。

（市長小林和男氏 登壇）

◎市長（小林和男氏） 議案第1号三笠市消防長及び消防署長の資格基準条例の制定から議案第5号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第1号三笠市消防長及び消防署長の資格基準条例の制定についてですが、本条例の制定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により消防組織法の改正に伴い、消防長及び消防署長の資格基準を定めるものであります。

制定の内容は、市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令を参酌しており、消防長及び消防署長に必要な職歴並びに経験年数等を定めるものであります。

施行期日は、平成26年4月1日であります。

次に、議案第2号三笠市証明等事務手数料条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、今回の改正は、消費税の引き上げにより、地方公共団体の手数料の標準に関する政令及び北海道建設部手数料条例が改正されたことに伴い、準拠している手数料を改めるとともに、本市には設置が見込まれない屋外タンク貯蔵所項目の見直しを行うものであります。

改正の内容は、確認申請手数料等について増額改定するとともに、特定屋外タンク貯蔵等の項目を削除するものであります。

施行期日は、平成26年4月1日であります。

次に、議案第3号三笠市立高等学校入学料等条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、今回の改正は、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正により、公立及び私立高等学校等に係る就学支援の制度が一本化され、所得制限の導入によって、保護者等の収入の状況に応じ授業料の納付が必要となることから、授業料の額等を定めるものであります。

改正の内容は、授業料の額について、道立高等学校と同額の11万8,800円と定めるほか、文言の追加を行うものであります。

施行期日は、平成26年4月1日であります。

次に、議案第4号三笠市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により地方青少年問題協議会法の改正に伴い、三笠市青少年問題協議会の会長及び委員の要件等を改めるものであります。

改正の内容は、会長については市長を充てるものとしていたものを、委員の互選により定めると改めるとともに、構成委員から市議会議員を削除するものであります。

施行期日は、平成26年4月1日であります。

最後に、議案第5号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、今回の改正は、国民健康保険料の被保険者に係る賦課限度額を3万円引き上げ、73万円から76万円にするものであります。

施行期日は、平成26年4月1日であります。

以上、議案第1号から議案第5号まで、一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第1号から議案第5号までについての質疑を保留し、大綱質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第9 議案第6号 北海道市町村職員退職手当組合理約

の変更に関する協議について

◎議長（谷津邦夫氏） 続いて、日程の9 議案第6号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

市長。

（市長小林和男氏 登壇）

◎市長（小林和男氏） 議案第6号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について提案説明申し上げます。

今回の提案は、同組合の組織団体である上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合が解散脱退することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合理約の一部変更が必要となるため、地方自治法第286条第1項の規定により、同組合を組織する市町村への協議があり、賛同すべきものと判断し、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第6号についての質疑を保留し、大綱質問終了後に行うこととしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第10 議案第7号及び議案第8号について

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の10 議案第7号及び議案第8号についてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

市長。

（市長小林和男氏 登壇）

◎市長（小林和男氏） 議案第7号平成25年度三笠市一般会計補正予算（第6回）及び議案第8号平成25年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第3回）まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第7号平成25年度三笠市一般会計補正予算（第6回）についてであります。今回の補正は、既定予算額9億7,968万1,000円に対し5億4,837万

2,000円を追加し、予算の総額を96億2,805万3,000円とするものであります。

まず、歳出であります。総務費では、訴訟に伴う代理人の選任費用を措置するほか、指定寄附により目的基金への積み立てを措置するものであります。

民生費では、ぬくもり除雪サービスの利用件数の増加に伴い、不足する委託料を増額するほか、灯油の高騰に伴い、高齢者等の低所得者世帯に対し助成事業を措置するものであります。また、生活保護受給者の入院等による医療給付費の増加に伴う自立支援、医療給付費を増額するものであります。

衛生費では、国の経済対策、補正予算の活用により、働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業費を措置するものであります。

農林水産業費では、国の制度活用により農業機械を整備する農業者への支援事業費を増額するほか、国の制度活用により農地の集積に協力する農地所有者への交付金を措置するものであります。

土木費では、除排雪回数の増加に伴い不足する道路除雪費を増額するほか、国の経済対策、補正予算の活用により、道路整備事業費を措置するものであります。

諸支出金では、病院事業会計の資金収支不足分に対する貸付金を措置するものであり、その他、各款にわたり、事業費等の確定に伴う予算の整理を行うものであります。

一方、歳入については、新たな事業に係る財源のほか、過疎債ソフト事業分の財源更正や、事業費整理に伴う市債などを予算整理し、歳出関連の特定財源3億3,179万5,000円を増額するほか、一般財源については、道支出金のほか、備荒資金収入を1億5,000万円及び前年度繰越金の一部を計上するものであります。

次に、繰越明許費の補正であります。今回追加した国の経済対策補正予算関連の2事業において、実施時期が翌年度に及ぶことから追加するものであります。

地方債の補正については、経済対策補正予算関連事業分を追加するほか、過疎債ソフト事業分の事業費確定に伴う整理などを行うものであります。

議案第8号平成25年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第3回）について提案説明申し上げます。

今回の補正は、主に精神神経科医師の採用に伴い必要とする予算の整理を行うものであります。

まず、収益的収支であります。人件費の整理のほか、必要となる経費を措置し、支出総額を23億1,403万円とするものであります。

なお、不良債務の発生を防ぐため、一般会計から1億5,000万円の貸し付けを行い、この結果、平成25年度においては469万2,000円の繰越留保資金が生ずる見込みであります。

以上、議案第7号及び議案第8号について、一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第7号及び議案第8号についての質疑を保留し、大綱質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎休 会 の 議 決

◎議長（谷津邦夫氏） 休会についてお諮りします。

議事の都合により、明日3月7日から3月12日までの6日間、休会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

3月7日から3月12日までの6日間、休会することに決定しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

◎散 会 宣 告

◎議長（谷津邦夫氏） 本日は、これもちまして散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 1時36分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員